

## 山梨県立大学学位規程

(平成22年4月1日制定 大学2215号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則(以下、「学則」という。)第30条の規定に基づき、本学の学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士とする。

(学位授与の条件)

第3条 学士の学位は、学則第30条第2項の規定により、卒業を認定した者に授与する。

(専攻分野の名称)

第4条 学士の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

- |                         |           |
|-------------------------|-----------|
| (1) 国際政策学部総合政策学科        | 学士(国際政策学) |
| (2) 国際政策学部国際コミュニケーション学科 | 学士(国際政策学) |
| (3) 人間福祉学部福祉コミュニティ学科    | 学士(人間福祉学) |
| (4) 人間福祉学部人間形成学科        | 学士(人間福祉学) |
| (5) 看護学部看護学科            | 学士(看護学)   |

(学位の授与等)

第5条 学長は、卒業を認定した者に対し、所定の卒業証書・学位記を授与する。

(学位記の様式)

第6条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(学位の名称)

第7条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第8条 学長は、学位を授与された者が不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為があったときは、教授会及び教育研究審議会の議を経て、学位を取消し学位記を返還させるものとする。

2 教授会及び教育研究審議会において、前項の議決をする場合は、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。